

御存じですか？ ～運転適性相談窓口の御案内～ (本人のほか、家族等からの相談も可能)

警察では、運転適性相談窓口を開設し、下記のような病気等にかかっている場合を含め、自動車等の安全な運転に不安がある方のために、免許の取得や更新が可能かどうかについての相談を随時受け付けています(電話相談も可能)。

免許を取得しようとお考えの方については、免許申請や指定自動車教習所への入所前に御相談ください。

- ・ 認知症
- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖症
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・ アルコール、麻薬等の中毒
- ・ その他安全な運転に支障のあるもの
(脳疾患、神経症等運転に必要な認知、予測、判断又は操作に係る能力を欠く症状がある等)

※ 運転免許センターの相談窓口には、「看護師」も配置になっていますので、気軽に相談してください。

運転免許の取得時及び運転免許証の更新時には、手続きを適正に実施するため、「質問票」により病気の症状に関して必要な質問をしますので正確な記載をお願いします(虚偽の申告には罰則あり)。

警察では、運転適性相談、質問票等に関するプライバシーを厳格に保護します。

一定の病気等の症状によっては、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合がありますが、免許を取り消されてから3年以内に病状が回復し、免許を再取得できる状態になった際には、技能・学科試験が免除されます。

運転適性相談窓口

場所：秋田市新屋南浜町12番1号 運転免許センター

電話：018-824-0660

受付時間：祭日を除く月曜日から金曜日 8:30～17:15